

鹿児島県における産業保健スタッフ（特に産業医・保健婦及び看護婦）の活動阻害要因の解明とその支援対策に関する調査研究

主任研究者	鹿児島産業保健推進センター所長	鮫島耕一郎
共同研究者	鹿児島産業保健推進センター相談員	橋口 良紘
	鹿児島産業保健推進センター相談員	松下 敏夫
	鹿児島産業保健推進センター相談員	大重 勝弘
	鹿児島大学医学部講師	青山 公治
	京セラ国分工場専属産業医	河村 裕
	霧島温泉労災病院副院長	岡田 明彦
	鹿児島県看護協会保健婦職能委員会委員長（大口保健所）	合田マリ子
	かごしま産業看護研究会会長（NTT鹿児島支店保健婦）	唐鑑 ミキ
	九州電力(KK)鹿児島支店保健婦	堀田加代子

1. はじめに

鹿児島県下の事業所における産業保健スタッフ（特に産業医及び保健婦等）の実態と、その活動阻害要因を検討し、これらに対する効果的支援対策を樹立するための基礎的資料を得る目的で、本研究を行った。

2. 調査対象及び方法

本調査は、(1) 鹿児島県下の労働者数50人以上の事業所(1,151)の事業者並びに産業医及び保健婦等に対する自己記入調査票を用いた郵送法による悉皆調査、(2) 県内事業所の産業医に選任されていない産業医有資格者に対する自己記入郵送法による悉皆調査、(3) 事業者並びに産業医及び保健婦等に対する面接等によるケース・スタディ、(4) その他、に大別される。

3. 調査成績及び考察

(1) 事業者並びに産業医及び保健婦等に対する調査

1) 事業者に対する調査：

調査票回収は、517事業所（回収率44.9%）で、労働衛生スタッフの選任状況（表1）、安全管理体制の整備状況、健康管理活動実施状況などは、規模が小さい事業所ほど低く、産業医の活動内容は、健診結果の保健指導が最も多く（61.8%）、健診計画実施、事業主への助言・勧告、健康衛生教育などの順序であった。産業医の活動度と、事業所への保健婦の雇用状況や労働衛生担当者の健康管理活動度との間には、強い関連性が認められた。

保健婦等を雇用している理由は、安全衛生管理に役

表1 事業場規模別労働衛生スタッフの選任状況 () 内 : %

	合 計	事業場規模 (人)				
		50未満	50～299	300～499	500～999	1000以上
衛生管理者	450(78.8)	34(69.4)	363(79.6)	19(70.4)	15(88.2)	8(100.0)
安全衛生推進者	272(47.6)	24(49.0)	220(48.2)	11(40.7)	10(58.8)	1(12.5)
産業医	456(79.9)	30(61.2)	372(81.6)	22(81.5)	14(82.4)	8(100.0)
保健婦等	86(15.1)	4(8.2)	61(13.4)	7(25.9)	7(41.2)	5(62.5)
無回答	42(7.4)	9(18.4)	25(5.5)	4(14.8)	1(5.9)	0(0.0)
全 体	571(100.0)	49(100.0)	456(100.0)	27(100.0)	17(100.0)	8(100.0)
重複回答あり						

立つからの回答が多かった(46.5%)。保健婦等に期待する仕事としては、健康相談等(62.6%)、健診後の保健指導等、健診計画実施、健診結果通知などがいずれも過半数を占めていた。

2) 産業医に対する調査:

調査票の回収は、調査対象産業医 583名中 254名(43.6%)で、所属業種は、建設業が最多(36.6%)で、ついで、保健衛生業、運輸交通業の順となっていた。しかし、これら事業所で安全衛生の専門部門や安全衛生委員会の設置があるのは半数に満たず(各々40.9、47.6%)であり、毎月1回安全衛生委員会を開催している事業所も、約6割に過ぎなかった。

他方、産業医の活動状況は、月1回以上の事業所訪問(33.5%)や、月1回以上の職場巡回(21.7%)なども低率であり、産業医としての自己評価は、かかりつけ医的な産業医(48.8%)、次いで、事業所に時々顔を出す産業医(16.1%)、日常診療で忙しく活動できない産業医(10.6%)等であった。事業主への要望は、特にないが最も多く(42.9%)、次いで、具体的な活動の要請がほしい(25.2%)、法律上の事業主の自覚を持ってほしい(15.7%)などとなっている。また、推進センター利用は、未利用者が多く(72%)、その理由は、見合う活動がない(37.7%)、事業内容を知らない(32.8%)、日常診療が多忙(25.7%)などとなっていた。

3) 保健婦等に対する調査:

かごしま産業看護研究会等が掌握している鹿児島県内の事業所などに勤務する保健婦等のうち、事業所勤務の対象者 35 名に調査票を配布し、24名から回答を得た(68.6%)。これらでは、80%の事業所が月一回の安全衛生委員会を開催し、労働者数 500人以上の事業場が過半数を占め(63%)、職種別では保健婦が多く(58%)、一人雇用が多い(54%)。事業所内での保健婦等の活動は、健診後の保健指導・健康相談(100%)、健診・集検の計画・実施、健診の結果通知、疾病管理、メンタルヘルス、一般健康教育などが高率であった。

これらの保健婦等は、大部分の者(71%)が仕事に生き甲斐を感じていたが、一部の者(25%)は、十分活動が出来ないと回答し、その理由に、活動出来ない雰囲気がある、他の衛生スタッフの協力がない等を上げていた。他方、保健婦等の法的選任の義務づけは、多くが必要としていた(74%)が、産業保健婦の資格規定の必要性に関しては、やや消極的であった(54%)。

(2) 事業所の産業医に選任されていない産業医有資格者に対する調査

調査票の回答数は 365名中 151名(41.4%)で、性別は男子が多く(88.7%)、開業医と勤務医の区分は、ほぼ半ばしており、産業医の資格取得年数は3年未満が最も多かった(33.8%)。産業医選任の希望の有無に関しては、希望ありが過半数(55.6%)で、選任されていない理由は、要請がなかったが最も多く(84.5%)、選任される際の条件として、事業主が熱心(60.7%)、産業医の勧告に従うこと(58.3%)などを上げていた。また、選任を希望しない理由では、時間的余裕がない(58.2%)、資格取得のみ(32.7%)など多かった。

他方、推進センターを利用した者は、全体の1割程度に過ぎなかった。

(3) 事業者並びに産業医・保健婦等に対する面接等によるケース・スタディ

各々の立場から、産業保健スタッフの活動阻害要因に関して、傾聴すべき種々の意見が出された。

(4) その他

日医認定産業医有資格者数や、事業所の産業医選任状況などの問題点について検討した。

4.まとめ

事業所の産業保健スタッフ(特に産業医及び保健婦等)の実態と、その活動阻害要因を検討し、これらへの効果的支援対策を樹立するための基礎的資料を得る目的で、研究を行ったところ、事業者側のみならず、産業医・保健婦等の産業保健スタッフの側にも、種々改善すべき問題点があることが明らかになった。